

用途地域及び区域図

<壁面の位置の制限>

 道路境界線から1m以上とする
ただし、前面道路の路面の中心から高さ3m以下にある外壁等から道路境界線までの距離は2m以上とする

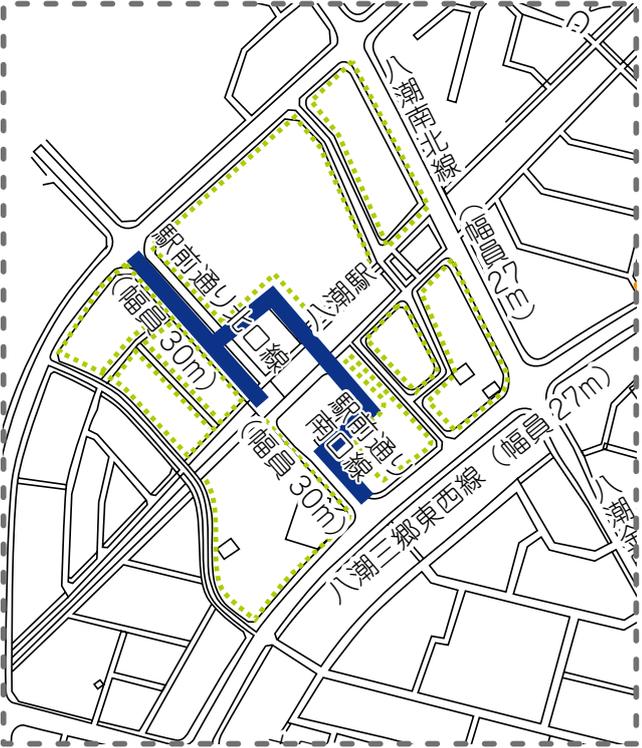
 道路境界線から1m以上とする
なお、原動機を使用する工場等作業場の床面積の合計が50㎡を超える建築物の外壁等は、道路境界線から5m以上とする

<かき又はさくの構造の制限>

 道路に面する部分には、かき又はさくを設置しない



※拡大図



 防火地域

 準防火地域



凡 例			
地区区分名	用途地域等	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
(A)	第一種中高層住居専用地域	60	200
(B)(C)	第一種住居地域	60	200
(D)	準住居地域	60	200
(E)(F)	近隣商業地域	80	200
(G)(H)	商業地域	80	400
(I)(J)(K)	準工業地域	60	200
(L)(M)	工業地域	60	200
	土地区画整理事業施行区域界		
	地区区分界		